請願・陳情　文書表

６・１定　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　陳情第４号

受付年月日	５．１２．２５	付託委員会	子育て文教
提出者	[redacted]		
紹介議員	—		
提出者からの説明希望の有無			有・無
件名と要旨			

（件　名）

旭川市いじめ防止基本方針と旭川市いじめ防止対策推進条例の改正を求めることについて

（要　旨）

令和５年１２月１３日に，旭川市議会本会議で不採択となった請願第１号，いじめ対応及び調査に関することについての不採択の理由は,「調査委員会の調査活動及び調査内容に制限を加えることは，十分な調査活動を阻害し，問題解決を遅らせるおそれがあること，調査に当たっては個人情報に十分配慮しながら行っており，家族関係や家庭環境の調査を行うことは背景を把握する上で欠かせないことであること，また，調査の実施主体は教育委員会や市長であり，調査手法に対する要請や調査委員の罷免の有無を常任委員会で審議する権限はないと考えることから，願意に沿いがたく，不採択と決定。」というものであった。

「家族関係や家庭環境の調査を行うことは背景を把握する上で欠かせないことである」と考えるならば，いじめ被害者家族と調査に当たる職員が家庭環境調査によって関係を悪化させることのないよう，いじめの調査に欠かせない対応として，旭川市いじめ防止基本方針と旭川市いじめ防止対策推進条例に明記し，家庭環境調査の必要性を全ての保護者たちに理解していただく必要がある。

以上の趣旨から，次の事項について陳情する。

陳情事項

旭川市いじめ防止基本方針と旭川市いじめ防止対策推進条例に「家族関係や家庭環境の調査を行うことは背景を把握する上で欠かせないことから，いじめ対応及び調査を行うに当たっては，家庭調査も並行して行う。」を追加すること。